

## 居住環境基準

(高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則抜粋)

(居住環境基準への適合)

**第5条** 知事は、居住環境の維持及び向上への配慮に関して支障がないと認めるときを除き、次に掲げる場合において、長期優良住宅建築等計画が居住環境基準に適合すると認めるものとする。

(1) 長期優良住宅建築等計画に係る行為が次に掲げる規定により届け出なければならない行為に該当する場合において、それぞれに掲げる計画に定められた建築物に関する事項又は建築物に係る行為の制限(建築物の敷地、構造、建築設備、用途、高さ、建築面積、容積率、建ぺい率、壁面の位置、沿道整備道路に係る間口率及び形態意匠についての制限に限る。)に適合していること。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項又は第2項地区計画(同法第12条の5に規定する地区計画をいう。)

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第33条第1項又は第2項 防災街区整備地区計画(同法第32条に規定する防災街区整備地区計画をいう。)

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第33条第1項又は第2項 歴史的風致維持向上地区計画(同法第31条に規定する歴史的風致維持向上地区計画をいう。)

エ 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第10条第1項又は第2項 沿道地区計画(同法第9条に規定する沿道地区計画をいう。)

オ 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第6条第1項又は第2項 集落地区計画(同法第5条に規定する集落地区計画をいう。)

カ 景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項 景観計画(同法第8条に規定する景観計画をいう。)

(2) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の敷地が次に掲げる区域内又は地区内でないこと。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の規定による事業計画を定めた旨の告示がされた日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

### 附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。